

## 憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

### 第 5 回 憲法と人権の限界 (2)

【到達目標】 外国人に選挙権・被選挙権・公務就任権が保障されるか、判例を踏まえて、考察することができる。未成年者の基本的人権が、成人の場合とは異なる特別の制約に服するのか否かについて理解している。伝統的な特別権力関係の理論を理解したうえで、日本国憲法下においても、それが妥当するか否かについて、考察することができる。

【事前学修】 定住外国人選挙権訴訟最高裁判決 (I-3) 及び東京都管理職選考受験訴訟最高裁判決 (I-4) の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

#### 2. 外国人の人権 (承前)

- 外国人には、権利の性質上国民のみに認められる選挙権・被選挙権は保障されない (アラン訴訟最高裁判決 (最判平成 5 年 2 月 26 日判時 1452 号 37 頁))。ただし、外国人に地方レベルの選挙権を法律によって付与することも憲法上禁止されていないと判示した定住外国人選挙権訴訟最高裁判決 (最判平成 7 年 2 月 28 日民集 49 卷 2 号 639 頁) がある。
- 外国人には、公務就任権は保障されない (東京都管理職選考受験訴訟最高裁判決 (最大判平成 17 年 1 月 26 日民集 59 卷 1 号 128 頁))。

#### ○ 定住外国人選挙権訴訟最高裁判決 (最判平成 7 年 2 月 28 日民集 49 卷 2 号 639 頁)

日本で生まれ日本で育ち日本に生活の本拠を置いている永住資格を有する在日韓国人である X らは、定住外国人は憲法上地方公共団体における選挙権を保障されているはずと考え、自分たちが選挙人名簿に登録されていないのは不当であるなどと主張し、1990 (平成 2) 年 9 月に、大阪市北区選挙管理委員会に対して、選挙人名簿に登録することを求める異議の申出をした。これに対して、選挙管理委員会が却下の決定をしたため、X らは、その却下決定の取消しを求めて訴えを提起した。

最高裁判所は、(1) 日本国憲法前文及び 1 条の規定によれば、国民主義における「国民」とは、日本国民を意味する、(2) 15 条 1 項にいう公務員の選定罷免権は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、在留外国人には及ばない、(3) 93 条 2 項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するとして、X らの請求を棄却した。なお、最高裁判所は、地方自治に関する憲法の規定は、「民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨であり、わが国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係をもつに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない」が、こ「のような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない」とも述べた。

#### ○ 東京都管理職選考受験訴訟最高裁判決 (最大判平成 17 年 1 月 26 日民集 59 卷 1 号 128 頁)

### 3. 未成年者の人権

- ・ 未成年者は、心身ともに発達の途上にあり、成人と比べて判断能力も劣るため、憲法上、参政権が制限される（憲法 15 条 3 項）。婚姻の自由（憲法 24 条 1 項←民法 731 条）、職業選択の自由（憲法 22 条 1 項←各種法令）、財産権（憲法 29 条 1 項←民法 5 条 1 項本文）も制限される。

### 4. 特別な法律関係における人権

- ・ 公務員や刑事施設被収容者など、公権力と特殊な関係にある者については、通常の国民とは異なり、特別な人権制限が許されると考えられてきた。
- ・ 特別の公法上の原因によって成立する公権力と国民との特別の法律関係においては、(1) 公権力が包括的な支配権を有し、個々の場合に法律の根拠なくして特別権力関係に属する私人を包括的に支配することができ、(2) 公権力が、特別権力関係に属する私人の一般国民として有する人権を、法律の根拠なく制限することができ、かつ、(3) 特別権力関係内部における公権力の行為は原則として司法審査に服しないとされてきた。
- ・ しかし、日本国憲法下では、法の支配の原理を採用し、人権尊重主義を基本原理とし、かつ、国会を唯一の立法機関と定めているので、伝統的な特別権力関係論は妥当しない。

【事後学修】 講義の内容を踏まえて、外国人の人権、未成年者の人権及び特別な法律関係における人権保障の意義について整理する。

## Quiz

Q5 人権の享有主体に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記 1 から 8 までの中から選びなさい。

ア. 憲法第 3 章の人権規定は、法人についても性質上可能な限り適用される。精神的自由権には、自然人にのみ認められているものと法人にも認められているものがある。信教の自由は、自然人である個人の内面の自由であるから、法人には適用されない。

イ. 憲法第 3 章の人権規定は、権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ。国家から干渉されない自由である自由権は、その性質上いずれも日本国民と同様に保障される。

ウ. 憲法第 3 章の人権規定は、未成年者にも当然適用される。もっとも、人権の性質によっては、社会の構成員として成熟した人間を主として対象としており、それに至らない未成年者に対しては、その保障の範囲や程度が異なることがある。

1. ア○ イ○ ウ○    2. ア○ イ○ ウ×    3. ア○ イ× ウ○  
4. ア○ イ× ウ×    5. ア× イ○ ウ○    6. ア× イ○ ウ×  
7. ア× イ× ウ○    8. ア× イ× ウ×

(平成 21 年司法試験)